

国家理性論の射程

— フリードリッヒ・マイネッケ精読 —

藤 原 修

目 次

はじめに

- 1 国家理性概念成立の基本条件
 - 2 マキアヴェルリの国家理性概念の構造
 - 3 ポスト・マキアヴェルリの国家理性論
 - 4 ルネサンスから絶対王政期の人と思想
 - 5 フランス絶対王政における国家理性論
 - 6 18世紀国家理性論の史的文脈
 - 7 フリードリッヒ大王と国家理性
 - 8 啓蒙思想と国家理性
 - 9 国家理性の根拠としての近代国家
 - 10 政治行動における合理主義と非合理性
 - 11 18世紀ヨーロッパ政治社会の構造
 - 12 共和制と国家理性
- むすび — エラスムスと国家理性論

はじめに

国家理性は、政治学における重要な基礎概念であるが、近年の政治学においては研究主題としてあまり取り上げられることがなく、またこの概念を政治分析の道具として用いる例もあまり見かけない。ジャーナリズムなどの一般の政治的言説にいたっては、この語が用いられることはまず皆無とってよい状況であろう。

こうした事態については、いくつかの理由が考えられる。そもそも国家理性性が問題とする近代的国家生活が世界的に一般化し、かつ国民に奉仕する存在としての国家という民主主義の理念が、制度でも意識の面でも一般化するにつれ、国家的存在、国家統治の原理的独自性を問う、国家理性概念を生み出す問題意識は当然弱まっていかにざるをえないであろう。また、国家理性概念に類似した「国益」という言葉や、日常の政治的言説において広く流通している語句を用いることで、国家理性関連のコミュニケーションは事足りていて、あえて複雑でわかりにくい意味内容をもつ「国家理性」を無理に使う必要もないという事情もあろう。

しかし、日常の政治言説や政治分析においてこの概念に利用価値があるかどうかとは別に、国家理性の概念そのものには、現代の政治社会においても依然として難題であり続けている原理的問題が内包されている。すなわち、国家的必要と個人倫理あるいは人類の良心との矛盾・相克は、国家理性概念が提起する政治上の原理的課題であるが、核兵器や軍事基地をめぐる市民と国家の対立、経済開発と地球環境保全との矛盾など、解決が容易でない今日の地球的な政治課題は、この国家理性概念に内包されている原理的課題と深く関わっている。

したがって、そうした今日的な地球的問題群解決にむけて、国民的、国際的合意形成の促進と合理化に資するような政治原理的考察を行うにあたり、国家理性概念は非常に有用な手がかりを与えるのではないと思われる。また、そもそもそうした地球的問題群は、グローバリゼーションのなかにおける近代国家の大きな変容という、現代の国際関係のもっとも基本的な動向に関わる。この近代国家解体期ともいべきグローバル化時代に、逆に近代国家形成期にこれを支えた国家理性概念を再検討することによって、国家解体期の国家論の手がかりを得られるようにも思われる。すなわち、近代国家形成を弁証した国家理性論は、近代国家解体期の国家論を、いわば裏から構築しうるのではないだろうか。

近代における国家理性論の歴史的展開を検討した研究としては、すでに政治学・歴史学において古典の地位を占めているフリードリッヒ・マイネッケの著作『近代史における国家理性の理念』が、今日に至るまで、唯一の、かつきわめて優れた研究である。マイネッケのこの著作は、マキアヴェルリからランケ、トライチュケにいたるまでの、膨大な数の国家理性に関する著作を詳細に、かつそれらの著作の歴史的文脈と相互関連に着目しつつ検討したもので、国家理性の壮大でみごとな理念史を織り上げている。小論は、この内容豊富で多岐にわたる論点を含むマイネッケの著作の理論的核心部と思われるものを抽出・整理し、直感的にはきわめてわかりにくい独特の性格をもつ国家理性概念の理論的射程範囲、すなわち今日のグローバル化時代を含む近現代政治史の分析概念として、国家理性がどのような有用性をもつかを見極めようと試みるものである。

1 国家理性概念成立の基本条件

マイネッケは、まず、政治家の活動動機として、権力あるいは支配への衝動があることを強調する。権力獲得の努力は、非人間的な「動物的な衝動」であり、「優越感は空腹や愛情とならんで、人間のもっともはげしいもっとも原始的な、かつもっとも活発な衝動であり、さらにたんなる個体的欲求の充足を踏みこえて、人間という種族をして歴史的に目覚めさせてきたところの衝動なのである。」しかし、もちろん、政治的営みはたんなる権力獲得にとどまるものではなく、その権力を用いて公共的利益をはかる倫理的目的を持つ。すなわち、「クラートス（力）とエートス（倫理）が一緒になって国家を建設し、歴史を創る。」¹⁾

そして、「クラートスとエートス、権力衝動による行動と道徳的責任による行動との間には、国家生活の高所に一個の橋、すなわちほかならぬ国家理性が、合目的であって有益なかつ幸福をもたらすもの、その生存の最

善な状態にそのつど達するために国家がなさねばならぬものを、考量することが存する。」すなわち、国家理性とは、国家の維持・発展のための必要な配慮を意味するが、そのような国家理性は、動物的権力衝動と至高の倫理的責任という「最高の二重性と分裂とをもつ行動の格率であり、それは自然に向けられた一面と精神に向けられた一面とを持つ。」²⁾

国家理性を支える権力衝動につき、マイネッケはつぎのように説明する。「自然にむけられているのは、国家理性による行動の、すすんで権力衝動に従うその面である。決して完全に押し殺すことができず、また……それがなければ国家も決して成立しなかったであろうと思われる原初的な力が、ここに働く……強靱な神経を有する意志の人間の個人的な優越感がこのように加わることがなければ、国家に不可欠な権力はとうていこれを獲得することができぬからである。」

しかし、「この因果的過程（権力衝動—引用者）は、……またつねに同時に目的によって規定された過程、つまり目的論的過程にほかならぬ。われわれが国家理性のこの面にむかうと、価値の世界が閃きでて原初的な力の世界が退いてゆく。権力が高められてそれに可能な最高の形式を得るところでは、権力はもはや権力そのものために追求されるのではなくて、もっぱら公共の福祉、民族共同体の物的、道徳的および精神的健全さという目的のための不可欠な手段として追求されるのである。」「国家理性による行動は光と闇との間を不断に動揺し続ける。」「国家理性は自然的なものが精神的なものへ断乎として高上すること、および一段と高い任務への利他的な自己献身という特に道徳的な業績を求める。しかしながら、われわれの認めたようにある原初的な権力衝動がすでに政治家の血のうちに宿っているに相違ないのだし、もしこうした権力衝動がないとすればおそらくその事業を誹謗するであろうからこそ、感情的動機を排除することは決して完全には成功できない」。³⁾ こうしてマイネッケは、国家理性に内在する権力衝動は、排除不可能なものであり、権力行使としての政治的営みにお

いてむしろ不可欠であることを強調する。「因果的連関はその際理念によって決して完全には支配され」ない。他方、「盲目的に発せられる権力は自己自身を破滅させるので、自己を維持し増大させるのには、なんらかの合目的な規則や規範に服さねばならぬ。」「賢明と強力が権力の使用において結合していなければならぬ」。⁴⁾

一方、国家理性に内在する価値的側面、すなわち倫理的な合目的性は、「巨大な意義をもち、さらにたえずもっと高次の諸価値へとむかっていく。人々は個人的生活をはるかにこえて聳える一段と高い事柄に奉仕し、もはやひとり自己自身だけに奉仕するのではない—それこそ、さらに崇高な諸形式への結晶がはじまり、最初はたんに必要かつ有益であるとされたところのものが、また美かつ善なるものと感じとられはじめ、かようにしてしまえば国家が最高の人生財を促進させるための道徳的施設として現われ、一国民の衝動的な生活意志や権力意志が、その国民のうちにある永遠な価値の象徴をみる道徳的に解された国民思想へと推移する決定的な点なのである。」しかし、国家理性の理念史は、「同時にまた人間の永劫なる自然的拘束性、すなわち国家理性の原初的な根源力への反覆やむことのない逆転をも示」す。「いかにも、人間的創造の全形成体は自然と精神との両極性を示し、それらの形成体のうちにおいて《文化》と呼ばれるところのものは、本来どんな瞬間にも自然的なもの、つまり《罪の王国》のなかへ逆転する危険にたっている」。⁵⁾

マイネッケによれば、国家理性がこのような両極的な動揺を内在させているのは、権力を不可欠とする国家組織独特の性格に由来する。「教会からはじまって世間一般の団体にいたるまで、他のどんな合法的な共同体も組合もその体制においては理想的な諸規範が例外なく妥当することを要求している。これらの規範がそなわれると、個々の組織は制度の精神にそむいて罪を犯すことになるけれども、制度の精神そのものは、どこまでもそれがために汚されることなく、清浄潔白である。ところが、国家理性が

習俗や法の毀損、いやすでに国家理性に不可欠にみえる戦争手段一人々があらゆる法的形式を設けてそのなかに戦争を包みかくそうとしたがるにもかかわらず、文化の諸規範のなかから自然状態が発現することを意味する戦争という手段によってだけでも、たえず穢されずにはいないということは、まさに国家理性そのものの本質に……属するのである。国家はどうしても罪を犯さずにはいないように思われる。たしかに道徳的感覚はこの異常現象に再三反抗を企てはする一が、結局歴史的には成功をおさめることはないのである。すべての爾余の共同体を保護し促進しつつ内に包含し・それとともにまたもっとも豊かでもっとも多様な文化内容をも包括するので、その本質の純粋さによって本来爾余のすべての共同体の龜鑑たらねばならぬはずの、ほかならぬそうした人間共同体を根柢から道徳化することが成功しそうもないという事実は、世界史のもっとも怖るべきまたもっとも肺腑を突かれる事実である。」⁶⁾

2 マキアヴェルリの国家理性概念の構造

国家理性概念の始祖はマキアヴェルリである。マキアヴェルリは、最高の人生諸価値を *virtù* (徳性) と呼んだ。この *virtù* は、古代ローマ共和制を理想とする考えに由来し、「市民の徳性と支配者の徳性とを包含し、偉大な国家建設者や国家指導者の叡智・活力・功名心と同様に、公共組織への犠牲心に燃える献身をも含んでいた」が、とくにマキアヴェルリの場合、「国家建設者や国家指導者もたねばならなかった *virtù* こそは、高次な序列の *virtù* として真先に立つもの」であった。⁷⁾

マキアヴェルリの *virtù* 概念は、「一定の野蛮性 (*ferocia*) を好んで包含していたことは否定できない」が、むしろ基本的には「調整されない自然力に終始すべき性質のものではなくて、秩序づけられた徳性 *virtù ordinata* すなわち合理的かつ合目的に指導された支配者の力と市民の

徳性にまで高揚さるべきものであった。」そして、マキアヴェルリにおいては、「神性を奪われた自然のなかにおいて、ひとり人間だけが自己と自然が彼にかし与えた諸々の力とを頼りにしつづけ、もってこの自然のあらゆる運命の暴力と闘うことをひきうけたのである。」「彼方には運命 fortuna 此方には徳性 virtù —このように彼はそれを把握した。」「fortuna をうちのめし、突きまくらねばならぬ。そうして、向こうみずな人々や乱暴な人々の方が、冷静な人々よりもそれに成功するであろう。だが、向こうみずは最高の賢明さや打算と組みあわされていなければならない。」「敵はたがいにその武器の使用を学ぶ。virtù は fortuna を撃退する任務を有している。fortuna は陰険である。それゆえ、やむを得なければ、virtù も陰険であってかまわない。……以上のことこそマキアヴェリズム、すなわち国家行動においては国家に必要な権力を獲得しないしは固持する要のあるときには、不当な手段も正当化されるとする、かの悪評高い理説の内部の精神的起原にほかならない。」⁸⁾

マキアヴェルリの国家理性概念を支えるもうひとつの重要な要素は、「必要 *necessità*」である。マキアヴェルリがその著書でくり返し用いた3つの言葉は、virtù、fortuna、そして *necessità* であった。*necessità* は、「因果的強制」を意味する。「どんな状態においても善なることを自己の使命としようと欲する人は、善でない多くの人々の間にあつて没落せざるを得ない。それであるから、自己を保持しようとする君主にとっては、また善でないことをも学び、それぞれ *necessità* に応じてそれを使用したり使用しなかつたりすることが必要である。」⁹⁾

国家が宗教・道徳・法を毀損するような行動をとることがあり得ることを認めることの後ろめたさは、この *necessità* 概念によって緩和されることになる。注意すべきは、たんに、「他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス（陸奥宗光）」という、やむをえない事情による弁明が可能になるというだけでなく、そもそもマキアヴェルリによれば、「場合により善ならざるように

君主に強制したと同じ力が、また人間をして道徳的であることを強いた。なぜなら、ただ必要からのみ人間は善なる行動をするからである。……それゆえ、必要は傷つけると同時に傷を癒すところの槍のようなものであった。」こうして、「fortuna に対する virtù の闘争についての理説と necessità についての理説とは、君主による不当な手段の使用を内面的に正当化し、マキアヴェルリの考えるところによれば、それを無害ならしめるために相互に緊密に咬みあっているのである。」¹⁰⁾

3 ポスト・マキアヴェルリの国家理性論

マキアヴェルリ後の国家理性論につき、重要な人物としてカンパネルラがいる。17世紀初頭に「太陽の国」のユートピアを主張したこの奇矯の思想家は、他のマキアヴェルリ批判者と同じく政治における宗教の重要性を強調するが、カムパネルラの論で注目すべきは、「おおよそ生起する一切のものを生みだすために天地が共働する大いなる世界連関」をマキアヴェルリがふまえていないという批判であった。すなわち、カムパネルラは、「小さな利己主義に大きな世界主義」を対置させる。このカンパネルラのマキアヴェルリ批判をとらえてマイネッケは、つぎのような指摘をしている。マキアヴェルリは個々の国家について、「ことさらにただ政治的行動の諸前提や諸要求を認識せんとの課題に集中的にむか」い、「必要 necessità すなわち道徳律をもうち破る・政治的行動における権力利害の強制力を発見した……こうすることによって、彼マキアヴェルリはあらゆる非政治的障碍から政治的交域を解放したが、しかしそれによって人間の全体生活中における二律背反と相克とを喚起するにいたった。ところが、彼自身は頑固にもっぱら自己の目標だけを眺め、非政治的な問題には耳をふさいだものだから、さらにそれらの二律背反や相克を意に介さなかった。それこそ、まことに壮大な一面性といわねばならなかった。なぜなら、そ

もそもこの一面性によって一切の様々な生活領域がいまや中世的統一文化の瓦解の後に、漸次その自治と活動の余裕を獲得し、……業績をあげるにいたるまで栄えるのであり、またそれと同時に、反面、生活共同体の全体をおびやかして、近代の人類の問題となったところの生活諸領域相互間の闘争の口火が切られたからである。」近代世界がその後たどることになるこうした道を念頭に置くとき、「政治は人間生活の全体性から解きはなされてはならぬというカムパネルラの反対要求は、深い理由をもっていた。」¹¹⁾

マキアヴェルリが、国家理性の概念を用いて国家統治の原理を明確化しえたことの代償は、政治的世界と非政治的世界との決定的な泣き別れであった。爾来、この権力と倫理の二元論は、国家理性の実践者たちを悩ませ続けることになる。なお、国家理性概念が、国家統治の側面に関心を集中させる一面性におちいり全体性への配慮を欠くようになったというとき、それは、個々の国家における社会生活全体の連関から切り離されるという面と、国家が互いの国家理性にこだわって相争うことで、逆に当事国すべてが多くのを失ってしまうという、国際的・世界的連関性の喪失という面がある。この二元論のさらに立ち入った考察はフリードリッヒ大王のところで行われる。

ただし、そのカムパネルラも、マキアヴェルリをばげしく非難しつつ、スペインやフランスの力を借りて自己の理想を実現しようと画策するなど、マキアヴェルリの発想に染まっていくのである。マキアヴェルリの批判者が、論を深める過程でおのずとマキアヴェルリの発想に取り込まれていくことは、ポスト・マキアヴェルリの時代に広く見られたことであった。すなわち、マキアヴェルリの国家理性論は、そのあからさまな反道徳性にもかかわらず、国家生活において誰もが逃れられない構造的制約を突いていたからである。同時に、マキアヴェルリその人についても、「衰退した共同体（ゲマインヴェーゼン）公共組織の再生という理念こそは、彼を動か

した根本思想であった……（マキアヴェルリは一引用者）手段の選択にかけては道徳的に不感症であったが、その反面、自己の究極の諸目標においては最高の道徳主義者であった。」¹²⁾

4 ルネサンスから絶対王政期の人と思想

マイネッケは、ルネサンスから絶対王政期にかけてのヨーロッパの人と思想について重要な指摘をしている。「この時代の人間は原初的な確信をもって人生をわたり、彼ら自身の思想の最後の諸帰結や一切の生活力の隠れた問題性にいまだ悩まされてはいなかった。ハムレット型はすでにこの時代にも生じてはいたが、しかしそれは当時の生活者によっては近代の人間が理解するにはほとんど理解されなかった。この時代が生んだところの力強い諸理念が思惟と意欲の原初的な力から発源し、今やそれら自身が自然力のごとく衝突しあい、しかもそれらの理念の宿っていた人間が、それによって彼らの本能的確信をもぎとられなかったのは、ルネサンス、宗教改革および反宗教改革のこの時代全体のもつ傑れた点であ」った。国家理性はこれらの理念のもっとも力強いもので、これに抗った者をも「自ら軌道から外れさせ、……その歩みを導くことのできたほど力強いものの一つであった。ところでまた、カムパネルラが特異なかたちで現わしたこの時代の宗教的理念も同様にまことに力強いものであった。これらの諸理念が相ならびあつて厳存していたごとく、人間もまた固く結晶した存在であったのである。」¹³⁾すなわち、時代を超えた強靱な思想や理説を生み出す人間たち自身もまた、不屈の魂の持ち主であった。もし、グローバル化時代の今日、国家理性概念をこえる政治理説を生み出すことができるとすれば、そのような強靱な魂によってであるということにならうか。

国家理性の概念は、政治的実践の面においては、中世から近代への過渡期において、実定法および国家によって与えられた法律ならこれを毀害し

てもかまわないという思想として、重要な役割を果たした。「この武器がなかったならば、近代国家も身分的な力や特権的な力を決して制圧することはできなかったであろう。……それ以来絶対主義は身分国家の古い法理念に、ある新たな法理念を拮抗させることができたのである」。「国家理性はこのようにして、ひとびとが近代史と名づけるもののもっとも重要な目じるしおよび酵母となるのである。」¹⁴⁾

また、この時代、「宗教は、それ自身のために保護されねばならぬという思想がほとんどすべての人において影がうすれていった。」対照的に、国家の独自の価値は国家理性の受容にともない上昇していった。「宗教上の統一は望ましいということは、ほとんど誰しもみな確信したところであるが、それも宗教的論拠よりはむしろ政治的論拠をもってであった。……望ましいと思えてももはや期待できぬ信仰における全キリスト教徒の統一ではなく、信仰上の統一によって保証された国家内の統一が実際問題として切望された。」¹⁵⁾

マキアヴェルリに端を発した国家理性概念は、はげしい非難を浴びつつも、近代国家を中心とする新しい時代を切り開いていく重要な役割を果たしたのである。

5 フランス絶対王政における国家理性論

近代国家の形成・発展に伴い、国家理性論の主要舞台は、イタリアの小国家から、大国フランスに移る。特にフランスにおいて国家理性論が重要性をおびることになったのは、同時代のヨーロッパにおけるフランスとならぶ大国スペインが衰退過程に入るのに対して、大国としての上昇過程にフランスが入ることと、ユグノー戦争にみられるように、国内のはなはだしい党派的・宗教的分裂によってフランスの国家統治が大きな混乱におちっていたことがある。このような分裂・混乱を乗り越えるに当たって、国

家理性の理念は重要な意味をもつことになる。解体の危機に瀕したフランスにおいて、新たな精神的紐帯を探し求める動きが起こる。この探求は、「諸党派の狂信のためにわからなくなったフランスの真の全体的利害」を明らかにすることを意味した。¹⁶⁾

フランスのみならずヨーロッパ近代史を通じて、国家理性にもとづく政治的实践における代表的人物と目されるのが、17世紀前半、ルイ13世治下の宰相としてフランス絶対主義の基礎を固めたりシュリユーである。「リシュリユーの政治的思惟の中心にあったのは、国家生活のうちには、……一切の……利己主義的要素から浄化された国家理性、つまり《公共的利益》が支配していなければならぬとの命題であった。……彼はその文化政策を、厳密に功利的に国家にとって直接有益なものおよび国家に威信と力をもたらしものに局限した。そうしてまた、君主の個人的な運動の自由を制限することをも躊躇しなかった。……彼にとっては王もまた国家の命令の下にたち、結局においてそもそも王の経験的人格ではなく、《理性の女神》が王座に坐るべきものなのである。……彼にとってそれは、何の理論的詭弁を弄することなしに、権力・権威・内的健全性を求め・すべての自己衝動の抑圧を求める国家の直接的で具体的な要求のなかに、もっぱら現れる。……ほとんど機械的に貫徹された理念であり、原理としてはきわめて普遍的・不変的かつ抽象的であるが、国家行動の個個の場合においてきわめて個体的・可変的かつ具体的なものなのである。」¹⁷⁾

この時期のフランスで優れた国家理性論＝各国個別の利害論を著した人物に、ユグノーのアンリ・ド・ロアン公がいる。17世紀初めの混乱したフランス政治のなかにあつて、国家利害の所在を的確に見極めつつ行動したロアンに関する叙述は、フリードリッヒ大王についての叙述とともに、マイネッケのこの本全巻の白眉でもある。ロアンは最初、ユグノーのリーダーとして、封建的野心とカルヴァン主義的反抗をあらわにしていた。しかし後年、一切の封建的要素や信仰上の要素を浄め落として国家利害を説

くにいたる。この一見大きく矛盾するようにみえる彼の行動は、彼がフランスの国家利害を真に代表する者と見なしていたアンリ4世を軸として、フランスの国家利害に対する彼の強い関心に着目するとき、一貫性のあるものとして説明することが可能となる。¹⁸⁾

このように国家利害という点から国家理性論を自らのものにしていたロアンは、当時のヨーロッパにおいて大国から小国にいたるまで、各国の利害状況について鋭い観察を行った。ロアンにとって、だれが各国の真の利害に即した政治を行っているかが問題であった。イギリスの場合は、エリザベス女王がイギリスの利害政策の典型的な代表者であり、フランスの場合は、新教からカトリックに改宗したアンリ4世がフランスの真の利害政策の創始者と目された。¹⁹⁾

リシュリューは国家統治の準則として国家理性が命じる、私的動機の滅却と公共利益への献身をみずから実践してみせることで、国家理性の一つの代表的範型を築くことになった。また、ロアンは、国家理性が要請する公共利益を各国の利害の正確な代表という観点から定式化して、ヨーロッパ各国の国家利害の実態を明らかにし、国家理性概念のもつ客観性、つまり統治者が的確にこの利害を体現し実践してみせることで、その統治の是非、巧拙を知ることができることを明らかにした。すなわち、フランスという典型的で主要な近代国家の誕生・形成に立ち会った、この2人の政治家の思想と行動を通じて、近世初期のイタリアの小邦で、強烈なインパクトをもちつつ登場し、しかしまだ荒削りで未成熟であった国家理性論は、その完成型をほぼ実現したといえよう。

6 18世紀国家理性論の史的文脈

18世紀に入ると、それまで国家理性概念の発展を支えた絶対王政が、近代啓蒙思想および資本主義経済の発展に伴う中産階級の台頭によって、

近代国家への発展に向けさらに大きな変革を余儀なくされていく。これによって、国家理性概念もその内実を一層あらわにしていくことになる。

マイネッケは、国家理性と啓蒙主義との関連につき、つぎのように説明している。「国家理性はそれが要求した独特な精神的訓練とあらゆる独断的価値の内部的弛緩作用によって、啓蒙主義を開拓するもっとも重要なものの一つとなった。そのように相互に豊穰化しあう諸理念というものは、結局においてまたふたたびもっとも深刻な対立におちいりがちである。まさしく啓蒙主義こそは、その自然法的かつ人道的な個人主義から、後には国家理性とまたはげしく闘うにいたった。」²⁰⁾

また、国家理性概念を領導する国家利害の啓蒙主義時代における変化につき、マイネッケはつぎのように言う。「国家利害はロアンの時代以来ますます尖鋭化されたばかりでなく、また拡大され深化された。それが尖鋭化されたのは、国家利害が本来それと本質的共同関係にあったところの王朝の利害から、いっそうはつきりとまたいっそう意識的に区別されていったことによってであり—さらには、上は君主から下は農民にいたるまで、全社会層における人間の個人的な生活態度を国家利害に奉仕するように強い、そして彼らの生活態度をその自然的な発展からさまざまに逸脱させ、故意にかつ合目的に変更させたことによってである。拡大され深化されたのは、国家利害が啓蒙主義の人道観念をその領域内にとりいれて、国家利害の内容を形成すべき《一般の福祉》という言葉をより大きな熱情をもって、しかも一段と関連に富んだ意味において述べたことによってであった。たんに権力国家たるだけにとどまらずまた文化国家たらんと欲する近代国家の理想が、それとともに擡頭してきた。そうして、十七世紀の理論家たちがなおそのなかを動きまわっていることの多かった・権力の直接的確保というだけの課題に国家理性をなんとか限定しようとの試みが克服された。」²¹⁾

ここで述べられているのは、先ほど触れた、マキアヴェルリにおける一

面性の問題、政治的世界と非政治的世界との泣き別れという問題が、18世紀における啓蒙主義思想および近代国家形成の進展によって、克服されはじめたということである。この状況を個人において典型的に体現することになったのが、プロイセンのフリードリッヒ2世（大王）である。そして、フリードリッヒの思索と行動を綿密にたどることにより、啓蒙主義と国家理性との交わりは実は見かけ上のものにすぎないことが明らかとなる。

7 フリードリッヒ大王と国家理性

18世紀における国家理性の政治的実践において、権力国家思想と人道的な国家思想が並存していた代表的政治家がフリードリッヒ大王であった。フリードリッヒの政治行動において、この両者のいずれかを選ばなければならないときには、権力国家思想が人道の要求を圧倒した。にもかかわらず、フリードリッヒの内面においては、人道的思想が消え去ることがなかったことをマイネッケは強調する。

フリードリッヒは、自身、この両者に統一をもたらし得たと考えたが、その理由は、第一に、「君主は国家の第一の僕である」という観念によって、権力国家思想にも啓蒙主義の要素を持ち込んだからである。ただしこのことは、一方で、君主の行動から君主の個人的＝王朝的諸動機を払い落とし、国家全体の利害を優先させる義務を明確にすることで、権力保持者が国家利害に即して合目的的であると信ずる限り、容赦のない権力行使にうったえる動機付けをも与えることになった。第二に、国内政策においては、国家理性と啓蒙主義理想との和合はそれほど困難ではなかった。ルネサンス期の諸君主は、外敵のみならず、国内の敵に対しても警戒を必要としたが、絶対王政期の軍国的君主国家では秩序と規律が支配的であり、したがって、「国家はいつそう強大化することにより、概してまたいつそう道徳的で自由なものとなるにいたった。」しかし、他方で、外敵に対する国家の安全は、

国内における一切の人的政策に優先する前提であり、苛烈なプロイセン軍国主義はフリードリッヒによって当然のごとく是認され、対外的利害の圏内では過酷で野蛮な法則が適用された。²²⁾

こうして、人道的理想と権力国家的必要との両立をフリードリッヒははかかったが、結局最後まで、二元論的矛盾はフリードリッヒのなかで残り、両者が矛盾するときには、為政者として躊躇なく権力国家的必要＝国家理性を優先させた。フリードリッヒについて注目すべきは、先行者のリシュリユー同様、国家理性の徹底した実践者であったことと、にもかかわらず、マキアヴェルリを厳しく批判しつつ、啓蒙主義的理想を持ち続けた点にある。権力と倫理の相克においてつねに権力を優先したフリードリッヒは、むしろマキアヴェルリの国家理性論の忠実な実践者であったにもかかわらず、フリードリッヒ自身においてはけっしてそのように認識されなかったのは、フリードリッヒにおける啓蒙的理想の深い受容による。同時に、自然法的・啓蒙的理想が、もはや現実の政治社会においても無視し得ない力を持ち始めた歴史的状況を背景に、国家理性概念自体に含まれる、倫理と権力という根本的な矛盾を、まさにその国家理性をつきつめて実践したフリードリッヒが体现することになったからでもあった。

なお、マイネッケは、マキアヴェルリとフリードリッヒにつき、両者の思惟方法や用語理解において時代的に大きなズレがあったという、興味深い指摘をしている。マキアヴェルリは普遍的な概念をつねに具体的な実例によって表現した。他方、18世紀においては普遍的概念はそれに対応する具体的な内容を特に想定することなく使用された。マキアヴェルリの核心的概念である *virtù* はたんなる抽象的・精神的概念ではなく、一個の自然力として現れたものであった。他方、「フリードリッヒが信奉した啓蒙主義の徳性 *vertu* はまったく異なったものであり、たしかにいつそう純粋ではあるが・またいつそう空虚な性質のものであった。それは……一個のあるべきものにほかならなかった。マキアヴェルリの *virtù* は存在であり、

力であった。」フリードリッヒは、「経験論者として現実主義者であったが、思惟においては啓蒙主義の抽象的な普遍主義に服し、そうしてこの分裂からどうしてもすっかり脱しきれなかった。」²³⁾

啓蒙思想も、19世紀以後は、社会改良や慈善活動の発達により、具体的な社会的実践を積み重ねていくことで、たんなる抽象的理念を超えた内実を獲得するようになるが、18世紀においては、理想主義的抽象性が支配的であり、他方、国家理性の権力実践がもっとも典型的に発揮されたのも、この時代の絶対王政であった。ゆえにフリードリッヒは、倫理と権力の二元性をもっとも鮮明なコントラストを描く時代の落とし子であったともいえよう。

8 啓蒙思想と国家理性

こうした啓蒙思想の影響は、フリードリッヒの場合、権力行使に訴えるさいの根拠付けにも現れた。「私人はどんなことがあろうとも約束をまもらねばならぬ、……なぜなら名誉の方が利害にまさっているからである。ところが、自己に責任ある君主は、ひとり自己だけに責任あるにとどまらぬ。もしそうだとすれば、私人となんら選ぶところもなかろう。君主はむしろ大きな国家や大きな州を無数の不幸な場合にさらしている。それゆえ人民が滅亡するくらいなら、君主が契約を破る方がまだしもよい。」「民族が滅亡するのと、君主がその契約を破るのと、どちらがよいであろうか？」²⁴⁾すなわち、他の国家との契約を破棄するという反道徳的行為を国家的必要から容認するのは、典型的なマキアヴェルリ流国家理性の実践であるが、こうした反道徳的行為を、人民の幸福の観点から正当化する点においてフリードリッヒの啓蒙主義的発想がみられるのである。

ところが、マイネッケは、この一見もつともらしくみえる説明にひそむ原理的矛盾を鋭く指摘している。「おかしいことに、人々はこれまでこれ

らの表現におけるとくに啓蒙的な色彩、そこから生ずる批判的な諸問題に留意しなかった。その臣民の人間的な幸福を促進するという・啓蒙主義によってたてられ・またそれによってまったく個人的に受けとられた国家の目的は、実にここにおいて個人倫理のある重大な破綻を弁明する役割を負わねばならない。それゆえ、論証さるべき命題や論証のために利用された論拠は異質的な領域から由来していた。その点で論証が内面的に失敗するおそれはなかったかであろうか？ いい換えれば、純粹で絶対的な権力政策および国家理性の主要部分と中核部分、つまり臣民の人間的な幸福を確保するための不可欠な手段としての契約破棄を論証することが、実際に全範囲にわたって可能であったろうか？ ……稀れにしかない緊急の場合に制限しても、それは果たして可能であったろうか？」²⁵⁾

ややわかりにくい表現であるが、マイネッケがここで言おうとしているのは、人民の幸福増進という啓蒙主義的・個人主義的な倫理でもって、国家の契約破棄という個人倫理にもとる行いを正当化するというのは、個人倫理次元で重大な内的矛盾を抱えているということである。つまり、契約破棄という、国家的必要を個人倫理に優先させる行為は、人民の福祉向上という個人倫理次元の根拠ではたして十全に正当化しうるかという問題である。マイネッケは続けて言う。

「多くの場合、このことはたしかに可能であった。ブレスラウやドレスデンのそれのように条約破棄によって可能になった単独講和は、自国臣民にそれ以上戦争の犠牲や際限ない苦悩をまぬがれさせてくれた。一ところがその際、ほかならぬ人道的な動機が条約破棄の決意に対して決定を与えたかどうかは、これらの場合や類似の場合にもつねに疑わしかった。さらにフリードリヒは、権力政策が国家の領土的存在を保証し、それによってまた臣民を幸福にする物的手段を確保したことを引き合いにだすことができたし、またくりかえしそれを引き合いにだしたのである。「君主が諸州を失うならば、もはや今までのごとくその臣民に助力することはでき

ぬ。」……のみならず、国家全体の物的給付力にとって欠くことのできぬ新たな諸州を獲得するためにさえも、人道的な動機が有力な働きを發揮させられた。しかし、あくまで条約破棄の必須条件……であらねばならぬあの圧倒的な必然性がこの場合にもやはりつねに支配していたであろうか？ 人道的な動機の方がまさっていると主張できるような場合、脅威にさらされた諸州やあるいは要求の対象となった諸州は他の王笏のもとにおいても同様に幸福と平和な生活ができなかったであろうか？ 純粋な啓蒙主義者にとっては、その国家がもつばらその臣民の福祉に心を配ってさえいれば、甲の州あるいは乙の州がどの国に属そうとも同じことであるはずであった。少なくとも新たな州の獲得が人道的な目的によって論拠づけられてはならぬことを、フリードリッヒは……全面的に承認していた。「ある支配者の新たな侵略は、彼がすでに所有していた諸国家を一段と豊饒な国にもしなければまた富んだ国にするものでもない。その人民はそれからなんの利するところもないのだ。」……つまり、啓蒙主義の個人主義的かつもっとも深い本質において非政治的な倫理は、フリードリッヒが契約破棄の国家理性と、したがってまた権力政策一般を臣民の福祉や幸福をもって論拠づけたときに利用しようとした目的には役だたなかったのである。少なくとも、人々はこの倫理を自己撞着を犯すことなしにはそれに役だたせることができなかつたのである。この倫理を徹底させればサン・ピエール師の平和主義になってしまう。」²⁶⁾

国家理性に基づき、啓蒙的理想ないし個人倫理に照らせば反道徳的で許容しえないような行動を権力保持者がとるとき、「人民の福祉」といった啓蒙思想的個人倫理によって根拠付けができないわけではない。しかし、厳密な因果連関とたどるならば、そのような啓蒙的理想では正当化しえない部分が出てくる。なぜなら、もともと個人倫理に反する行動はあくまで「国家的必要」＝国家理性原理にしたがったものであり、個人倫理的啓蒙思想とは別の次元の論理に基づいているからである。マイネッケは、フリ

ードリッヒの言説を綿密にたどることによって、このことを見抜いた。これは、国家理性に関する理解においてきわめて重要な意味を持つ。

9 国家理性の根拠としての近代国家

もともと、マキアヴェルリ以来、国家的・権力的必要と宗教的・道徳的要請との相克は、国家理性論が宿命的にかかえこんだものであった。近代国家の発展とともに個人倫理的啓蒙思想が力を得た。フリードリッヒ自身が、まさに啓蒙主義の時代の落とし子であった。しかし彼は同時に、生まれながら国家理性の実践者としての立場にあり、同時代におけるそのもっとも見事な実践者でもあった。こうしてフリードリッヒは、国家理性自体が内包する権力的要請と倫理的要請の二元的矛盾を深刻に抱え込まざるをえなかった。彼は、2つの両立、統合を試みるが、上述の通り、非政治的世界に定位する個人主義倫理思想と、政治的世界での行動原理としての国家理性は、本来、交わることのないものであった。そこで、フリードリッヒは、契約破棄のような反道徳的国家的要請に関し、別の正当化根拠に頼らなければならなかった。マイネッケは言う。

「それだから、フリードリッヒ自身が契約破棄について述べた後の章句の中において、至高の価値としての人民および臣民の幸福について云々する依然として啓蒙主義的な表現方法のほかに、彼がきわめて力強く感じとったところのものをいい現わす他のもっとすぐれた、もっと簡潔な表現をみいだしたことは重要である。というのは、今やまさしく国家そのものが、彼がそれまで人民や臣民について語ってきたあの地位を代わってしめていくことが多くなったのである。……契約破棄の緊急性と権力政策とを是認することのできる唯一可能な論拠がこれによって発見された。個体的な主体としての国家は、個々の個人に妥当する論理が難詰したような手段を、やむを得ぬ場合にはその自己維持のために用いる権利を要求してよいこと

になった。国家はまた、啓蒙主義が人民および臣民という言葉で理解したところのものとは別個なあるものであった。……（王朝を超えて一引用者）成長した一個の偉大な生命ある統一体であった。」「もはや合理主義的ではなくて、歴史的に理解さるべきあの偉大な生活統一体の一つを承認することとなったのであるから、それはまさに近代的思惟を指向している。……フリードリッヒの国家がはじめて、その内部においてたんなる住民が独自の生活意志を有する真の国民へと成長しうる確固たる形態を創出したがゆえに、それは近代国家を指し示す矢印であったのである。」²⁷⁾

国家的必要に基づく反道徳的行為は、もはや個人倫理によっては正当化しえない。そこでフリードリッヒが持ち出したのが、国家そのものであった。この国家は、啓蒙的個人倫理が想定するような、個人・人民の総和としての国家ではなく、それ以上の、あるいは別な存在である。これは、単に王朝支配の機構としての国家ではなく、人民に基盤をおきつつも、個々の人民からは切り離された、1つの生命力を持つ統一体であり、人民の側から見れば、1つの国家を形成する共通意思を有する国民を基盤とするものである。これは、近代国家そのものを意味している。

10 政治行動における合理主義と非合理性

マイネッケは、「哲人政治家」として2つの魂を持つことで権力と倫理の二元論の矛盾につねにつきまといわれることになるフリードリッヒという人格を通して、啓蒙的理想主義とマキアヴェルリの権力国家指向との本質的矛盾と部分的ないし見かけ上の交差という、近代政治的思惟の核心的でかつ誤解されやすい、微妙で検知しにくい部分を明るみに出した。この点が、政治学的には、マイネッケの国家理性研究におけるもっとも重要な貢献であるように思われる。このことをマイネッケは次のように表現している。「啓蒙主義の人道の理想は、理性的な個人という個体の理想として生

長したものであった。これは、個人の中に生きている理性を普遍妥当的なものと眺め、全世界をこの理性をもって普遍的に包括するが、国家人格という歴史的＝政治的中間権力を完全には理解できず、ただそれを实际的に通用させ、働かせ得たにすぎないものであった。フリードリッヒのうちなる哲学者と政治家との間におけるかつての鋭い二元論は、ここから生まれたのである。しかしながら、人生と経験とはだんだんと、国家を優越的で強制的な生活権力として認識し、君主を左右するとともに臣民・人民の幸福をも制約しかつ包括する一個の全体組織として認識することを彼に教えた。」²⁸⁾

フリードリッヒの国家理性概念理解に関し、もう1つ重要な論点として、国家理性の卓越した実践者のフリードリッヒにして、重大な政治判断の誤りを犯すことについて触れておかなければならない。それは、「マキアヴェルリによって基礎づけられ啓蒙主義の空気のなかで、自己自身をあまりにも確信しすぎるにいたったところの政治的合理主義の一つの破綻にほかならなかった。諸国家の利害に関する理説が独断論と化すると、たちまちそれは政治における合理主義的なものを過大評価し非合理的なものを過小評価する危険におちいった。一方と他方との兼ね合いをうまく考えねばならないということが、たしかにこの利害説の固有な課題であり難点であった。最高度の正確さに達しようと試みずにはいられなかったその理説が、まさにそれがために、かえって不正確なものとなることがあったという悲劇そのものは、その両極性に存していたのである。」²⁹⁾

11 18世紀ヨーロッパ政治社会の構造

フリードリッヒの時代に関しても、マイネッケは秀逸な全体的観察を記している。18世紀のヨーロッパは、19世紀にみられるような資本主義経済の交流の生み出す国際的な結びつきはまだ存在せず、できるだけ輸入に

依存しないようにする重商主義政策が支配的であり、またフランス革命後にみられるような、イデオロギーにもとづく国際的な連帯と分裂をもたらす全ヨーロッパ規模の対立構造もまったく欠けていた。「当時ほど一般ヨーロッパ的理念や利害の欠如していたことは、……前にも後にも事実一度もなかった……すなわち、孤立した諸国家は、もっぱらその国家理性の放射を通じて相互に結ばれたにすぎない。」

「強大な権力諸国家は……内面的に無縁かつ無関係に並び存していた。……それは事実相互の損得の絆以外のどんな内面的紐帯によっても当時にあっては結びあわされていなかったのである。」³⁰⁾他方、「ヨーロッパ諸国家相互間の権力闘争こそは、それら諸国家の構造をたがいに一様にし、その構造を同一方向にむかわせ、古臭くなった退嬰的な形式や目標を排除し、かようにして幾度も再生することを昔から可能ならしめるものであったのである。」³¹⁾こうして、国家理性の実践は、近代国家の形成と完成を準備することになった。ただし、18世紀以来、中産階級が精神的・政治的に台頭して、自然法的国家観にもとづく個人主義的発想が強くなり、以前よりもはっきりとした態度で、国家を個人の幸福のために合目的に設けられたものとして取り扱いはじめた。「国家理性という題目は、それがために普通の理論的議論から消えてしまったが、政治家の実践と伝統のなかには生きつづけた」のである。³²⁾

12 共和制と国家理性

戦争などの激しい権力闘争の煉獄の中で、ヨーロッパ近代国家は誕生した。そのような環境の中で国家理性の実践は全開した。逆に言えば、そのような闘争場裏外にあった、小国においては自ずと事情が異なっていた。「(フリードリッヒは一引用者) 絶対主義的諸国家だけが一つの現実的な・真剣に考えられねばならぬ権力政策をとり得るのだとしたが、それは彼の

時代の大陸諸国家に対してはまた正当な判断だったのである。」フリードリッヒによれば、「君主主義的諸国家の情熱は（共和国にみられる一引用者）自由の諸原理に対立する」ものであり、「共和国はその自由を保持するためには、どこまでも平和的なものであらねばならなかった。」「（スイスの一引用者）模範的に平和的で、かつ幸福に充ちた平穏な生活に対し、彼は率直に賞賛の温い言葉を述べた」。³³⁾

すなわち、フリードリッヒによれば、国家理性概念は、おもに大国、すなわち国際関係の主要プレーヤーに関して妥当し、その枠外にある共和制には妥当しないことになる。非政治的な啓蒙倫理思想が、政治体制そのものの原理に転化したときには、たしかに権力と倫理の相克は解消され、もはや国家理性はその役を終えることになるであろう。ただし、それが単に、国際関係の枠からの脱落、孤立化にとどまるならば、他国の範とはなり得ない。これに対して、既存の国際関係の主要プレーヤーのレベルで非政治的個人倫理が政治的必要にとって代わられるとすれば、従来の対立的国際関係（国家理性はとくに権力的要素が重要な意味を持つ対外関係で必要とされた）の解消＝国際統合を意味することであろう。そのような事態が広範に拡がらない限りは、国家理性概念は生き続けることになるだろう。

むすび—— エラスムスと国家理性論

マキアヴェルリと同時代人であるエラスムスは、近代平和主義の始祖とされ、権力への強いこだわりを持つマキアヴェルリとは対照的な立場にあるように見える。そこで、エラスムスの平和主義の名著である『平和の訴え』の中から、国家理性論の文脈で興味深い部分を取り出してみよう。絶対的な平和を説くエラスムスは、戦争を国家の必要とは決して認めない。「君主よ、胸に手をあてて聴くがよい！ そうすれば、あなたを戦争に引きずりこむものは、憤怒と野望と愚昧であって、決して必然のものではな

いということがわかるでしょう。もつとも、あなたの欲望のすべてを、飽くことなく満足させることを必然と見做さない限りは、の話ですが。」³⁴⁾ エラスムスは戦争を必然とはみなさないが、しかし、戦争をみちびく君主の野望は必然とみなしうることを、皮肉な意味において、すなわち潔癖な君主であればそんなことは認めないであろうと想定しつつ、認めている。国家理性論は、君主の野望もまた権力の維持には不可避なものとする。したがって、エラスムスの指摘は、裏から国家理性の回路に通じているともいえよう。

また次のエラスムスの言葉は、リシュリューやフリードリッヒのそれを十分に彷彿とさせる。「私利を考えないで、ひたすら公共の利益を標準にして一切を秤るということこそ、国王たるべきものの心構えというものです。」³⁵⁾「戦争が問題となったときには、……民衆の不幸を食いものにして私腹を肥やす連中も斥けなければなりません。慎重で偏見に捉われず、しかも確固とした愛国心をいだいている年とった人びとを呼んで、その意見を聞くべきでしょう。」³⁶⁾ 公共的利益への配慮は、国家理性論の核心部分である。この点においてエラスムスは国家理性論者となら選ぶところはない。ただし、その公共的利益のうちから、はじめから戦争が排除されているのがエラスムスの平和主義者たるゆえんである。「多くの場合君主たちの私事にすぎないことが世界を戦乱にかり立てるのです。つまりは公共の利益以外のことが重要視されているのですね。」³⁷⁾

しかし逆に言えば、公共的利益への配慮と平和が矛盾する事態に立ち至ったときエラスムスはどう判断するであろうか。エラスムスは、戦争の非合理と平和の価値を繰り返し説くのと同じくらい、私益を捨てて公共的利益につくことを強調している。エラスムスは、賢明な君主ならば、大きな代償を払ってでも平和を確保しようとして、こう言うであろうという。「もし、ことが自分個人に関するだけなら、平和を買わない決心も容易につくというもの。しかし私は君主なのだから、好むと好まざるとに関わら

ず、公の利益を第一に考えるのだ。」また、国家の利益につくす君主こそが王座を安泰にすると主張して次のように言う。「いつでも政権を投げ出す用意のある君主、つまり私利を棄てて国家の利益のためにのみ統治する者ほど、王座についても身の安全なものはない、ということです。」³⁸⁾

エラスムスの場合、公共的利益をはかることの重要性への強いこだわりが、平和主義選択の根拠となっている。その限りでは、彼はある種の国家理性論者とみなしうるのである。しかし、彼は、そのような国家的献身を可能にする権力をいかに調達するかについては述べていない。あるのは、戦争の非合理と平和のもたらす利益という、啓蒙主義的合理性のみであり、非政治的世界における主張にとどまっている。その意味では、彼は、国家理性論の精神からはもっとも遠い所にある。フリードリッヒの例に見られるように、公共的利益を実際に権力的手段を用いて実現する実践は、啓蒙的合理性とは異質の原理に基づいている。したがって、問題は、公共的利益の実現が、啓蒙的合理性の世界においても可能になる条件とは何かということになる。それは、権力そのものが止揚される状況というほかはないであろう。

註

- 1) フリードリッヒ・マイネッケ著（菊池英夫・生松敬三訳）『近代史における国家理性の理念』みすず書房、1976年（原著は1924年刊）、5頁。
- 2) 同、6頁。
- 3) 同、7-8頁。
- 4) 同、12-13頁。
- 5) 同、14-15頁。
- 6) 同、15-16頁。
- 7) 同、40-41頁。

- 8) 同、45-47頁。
- 9) 同、48、50頁。
- 10) 同、52-53頁。
- 11) 同、137-138頁。
- 12) 同、98-99頁。
- 13) 同、158-159頁。
- 14) 同、174-175頁。
- 15) 同、192-193頁。
- 16) 同、206頁。
- 17) 同、227-228頁。
- 18) 同、249-257頁。
- 19) 同、240-241頁。
- 20) 同、277-278頁。
- 21) 同、383-384頁。
- 22) 同、384-386頁。
- 23) 同、399-401頁。
- 24) 同、418-419頁。
- 25) 同、419頁。
- 26) 同、419-421頁。
- 27) 同、421-422頁。
- 28) 同、423頁。
- 29) 同、438頁。
- 30) 同、441、444頁。
- 31) 同、453頁。
- 32) 同、471頁。
- 33) 同、444-445頁。
- 34) エラスムス著(箕輪三郎訳)『平和の訴え』岩波文庫、1961年(原著は1517年刊)、65頁。
- 35) 同、72頁。
- 36) 同、73頁。
- 37) 同、77頁。

国家理性論の射程

38) 同、88-89 頁。

付記：本稿は、2010 年度東京経済大学個人研究助成費による研究成果の一部である。